

+

令和5年 第6回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第6回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年6月22日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年6月22日 午前9時24分				
	閉会	令和5年6月22日 午前10時22分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 16 番	井久保 久男	席番 17 番	脇田 廣昭		
職務のため出席 した者職氏名	事務局次長	宮田	主幹兼農地係長	鈴木		
	主幹兼農地係長	竹之内	主幹兼農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	○
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第35号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第36号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請について 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第38号 非農地証明願の承認について 議案第39号 農用地利用集積計画決定について 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第6回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番16番、井久保委員と席番17番、脇田廣昭委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして福岡裕幸委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>2月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページのあっせん成立資料8番と9番です。対象農地の所在、地目等は資料のとおりです。場所は、県道499号柿ノ木志布志線のやっちくふれあいセンター入口付近より北側に入り、早鈴神社前を800mほど通過した右側の田2筆であります。譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、主に水稻と甘藷を栽培されており、トラクター、コンバイン等の農機具は、一式保有されております。〇〇さん宅から車で約3分の距離にあります。あっせん価格は、〇〇さん分が5万円、〇〇さん分が3万円でした。あっせん委員は、今市委員と私、福岡裕幸でした。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	<p>5月の総会で依頼のありました〇〇さん申出分のうち、あっせんが成立しました1筆について、報告いたします。議案書4ページ、10番をご覧ください。所在、地目は資料のとおりですが、場所はそお街道沿いにあります野神の鹿児島堀口製茶有限会社の手前を右折し、宮下集落に向かい西へ1km進んだ右側にあります。譲受人は、中方限集落にお住まいの〇〇さん41歳で、お茶を栽培されており、農機具はトラクター2台、防除機3台、摘採機4台、管理機2台などを保有されています。〇〇さん宅からは、車で10分の距離にあります。あっせん価格は、畑4,588㎡が10a当たり35万円で、総額160万5,000円でした。あっせん委員は垣内委員と私、平川でした。もう1筆の畑については、集落内にあるため、今のところ買い手が見つかっていないので、活動を継続していきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	<p>2月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページの11番です。所在、地目等は資料のとおりでございます。場所は、蓬原小学校の正門前を菱田方面に約400m行った信号を右折し、約600m行き左折、さらに、約300m進んだ左側にあります。譲受者は、志布志市志布志町安楽の株式会社〇〇代表取締役の〇〇さんで、水稻を主に栽培されております。農機具につきましては、トラクター8台、コンバイン2台を保有されております。自宅からは、車で約15分のところにあります。あっせん価格は、田3,281㎡が10a当たり33万円の総額108万円でした。あっせん委員は、立根委員と私、上野でした。</p>

議長 委員	萩迫 神宮司	はい、ご苦労さまでした。次に、神宮司委員の報告をお願いいたします。 2月の総会で依頼のありました〇〇さん申出のあっせんについて、報告します。これまで、数人の方々に聞き取りを行うなど交渉してきましたが、価格面での折り合いがつかず、現在も見つかっておりません。継続して活動を続けていきたいと思えます。
議長 委員	萩迫 脇田廣昭	はい、ご苦労さまでした。次に、脇田廣昭委員の報告を2件まとめてお願いいたします。 3月総会からのあっせん活動でございます。〇〇さん分1筆と、〇〇さん分2筆のうち1筆について合意に至りましたので、来月の総会であっせん成立の報告ができると思えます。〇〇さんの残りの1筆については、大変厳しい状況ですが、もう少し活動を継続したいと思えます。
議長 委員	萩迫 山迫	はい、ご苦労さまでした。次に、山迫委員の報告をお願いします。 〇〇さん申出分のあっせんですが、ほぼまとまりつつあります。次の総会では、報告できると思えます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。5月26日、曾於市で開催されましたJAそお鹿児島第30回総代会に、30日から31日にかけて東京都文京区で開催されました令和5年度全国農業委員会会長大会にそれぞれ出席しました。6月2日、月例の事務打ち合わせ、6月12日、第6回定例総会に係る議案打合せをそれぞれ事務局で行いました。また、同日午後には開催されました志布志市農業公社令和5年度第1回評議員会に出席いたしました。
委員	井久保	次に、日程第4、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は、8件の申請でございます。まずは、6ページ番号38番を審議いたします。井久保委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました議案第34号番号38を報告いたします。譲渡人は、福岡県糟屋郡志免町別府北にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町帖にあります農事組合法人〇〇理事〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は志布志市役所志布志庁舎前の国道220号線を申間市方面へ進み、外岩戸石油店前を左折し、県道65号南之郷志布志線に入ります。約2.8km進みますと右側に廣寿司があり、さらに20mほど進んだまり美容室からさらに、90m進んだ茶畑の間の農道へ左折し、70mほど進んだ左側の茶畑です。法人事務所からは、2kmのところにあります。 申請理由は、譲渡人については相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大です。譲受される農業法人は、農地所有適格法人で組合長理事と理事の2名及び常時雇用の従業員1名の3名によりお茶を栽培しており、申請地は茶畑として引き続き管理する予定とのこと。また、摘採機2台、防除機1台を保有しています。農地所有適格法人としての事業状況も問題ありません。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思えます。また、周囲の状況からも支障はないと思えます。御

		審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号39番を審議いたします。同じく、井久保委 員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	会長より依頼のありました番号39を報告いたします。譲渡人は、志布志市 志布志町内之倉に住所のありました故人〇〇さんで、譲受人は、志布志市志 布志町志布志海洋団地にお住まいの〇〇さんです。譲渡人の相続財産管理人 による申請です。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は国道220号線 を志布志市街地から串間市方面へ約1.8km進み、外岩戸石油店前を左折し、 県道65号南之郷志布志線に入り、約7.5km 進んだ森山小学校を過ぎて右折、 150mほど進みさらに右折し、森山川に架かる橋を越えて約1km進んだ左側 にあります。申請地は、故人〇〇さんの自宅敷地に隣接する畑で、現状は休 耕となっていました。譲受人の〇〇さんは農業者ではありませんが、3年ほ ど前から志布志町内之倉中川内集落にある祖父の畑で自家消費用の玉ねぎ、 キャベツ等を栽培しており、農作業には年間300日従事しております。農機 具につきましては、トラクター1台を保有しております。申請地にはトマト、 玉ねぎ、大根等の野菜を作付けするとのことでした。総会資料の2ページに 〇〇さんの営農計画書がありますので、御確認ください。農業従事者は、本 人及び会社員の配偶者の2人です。今回の申請は、事実上の遺産分けとのこ とで、申請地の隣の宅地及び居宅も取得し、住所を移転する予定です。権利 取得後の作付け面積は計422㎡となります。農地法の下限面積要件について は、令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の 施行に伴い廃止されましたが、1農地の全てを効率的に利用する、2必要な 農作業に常時従事する、3周辺地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利 用の確保に支障を生じる恐れがないと認められること等の要件は、これまで 同様満たす必要があることから、5月の定例総会で示されました下限面積要 件撤廃後の現地調査における確認シート案に従い確認した結果、権利移転に 支障はないものと判断いたしました。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号40番を審議いたします。坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号40を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は鹿児島銀行有明代理店から有明中学校方面へ300m進み、三差路を右折、下野井倉方面へ700m進んだ左側に位置します。譲受人宅からは、600mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、水稻14a、WCS 飼料2.9ha、ナス20aを主に栽培しており、申請地には早期水稻が作付けしてあり、今後も早期水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ番号41番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号41を報告いたします。譲渡人は、大阪府豊中市にお住まいの〇〇さん61歳と兵庫県川西市にお住まいの〇〇さん59歳、兄弟でございます。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん54歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は東九州道有明インターから北へ100m進んで、農道を西へ約215m進んだ角地を北側へ行った3筆目とさらに北側へ130mほど進んだ四差路北側に2筆、水路を挟んだ北側斜め向かいに1筆、宮下字の2筆は、蓬原に向かい田尾橋の手前からサンキョーミートの方へ向かう中間あたりの右側の2筆になります。宮下の2筆には早期水稻、上苑上の4筆にはWCSが作付けされておりました。譲受人宅からは、10分程度のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、親牛47頭、子牛35頭を飼養されており、水稻と飼料を主に栽培しております。トラクター4台、コンバイン1台のほか田植機を所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号42番を審議いたします。同じく、吉野委 員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号42を報告いたします。譲渡人は、志布志市 志布志町帖にお住まいの〇〇さん81歳で、譲受人は志布志市有明町野井倉に お住まいの〇〇さん55歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は東九州道有明 インターから南へ下った先の信号を過ぎた右側12筆目の田になります。譲受 人宅から5分のところにあります。 〇〇さんは米専作の認定農業者で、早期水稻を主に栽培されております。 申請地にも早期水稻が作付けされておりました。また、トラクター2台、田 植機2台、コンバイン1台、トラック4台のほか、米の乾燥施設も保有され ています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願ひします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に8ページ、番号43番を審議いたします。同じく、 吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号43を報告いたします。譲渡人は、山形県東 根市にお住まいの〇〇さん66歳で、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住ま いの〇〇さん64歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は通山のコスモ ス薬局のある交差点から北側へ市道を580mほど進んだ四差路を左折して、 2筋目の農道を右折した2番目の畑になります。〇〇さん宅から3分のとこ ろにあります。 〇〇さんは兼業農家であり、配偶者の〇〇さんが300日以上農作業に従事 され、落花生、スイートコーンなどを作付けされております。申請地にも落 花生、スイートコーン、ラッキョウなどを作付けする予定とのことです。ト ラクター1台、軽トラック1台を所有されております。申請地は山形に住む譲 渡人が相続により取得した畑であり、帰って来ないことから弟に贈与するも のであります。〇〇さんの経営面積は50a未満のため、営農計画書のほか5 年以上継続して耕作する旨の誓約書を付しての申請となっております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適 格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審

		議方、よろしくお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号44番を審議いたします。山下昭一委員の 報告をお願いいたします。
委員	山下昭一	会長より依頼のありました番号44を報告いたします。譲渡人は、志布志市 松山町尾野見にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく尾野見にお住まいの 〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道499号柿 ノ木志布志線沿いの尾野見郵便局より志布志方面へ470mほど行き右折し、 県道522号尾野見伊崎田線を350m先の農Life前より道なりに500m行った右 側に畑1筆、県道522号尾野見伊崎田線を農Life前から桃木方面へ440m行き 右折し、農道を120m行った右側に畑が1筆、農道を45m戻り右折し、農道 を南側に230m進んだ右側に1筆、左側に2筆の5筆であります。左側の2 筆は整地され、1筆となっております。ここにハウスを建て、ピーマンを作 付けする予定とのことでした。残り3筆は、甘藷が作付けされておりました。 譲受人宅より車で5分以内のところにあります。 〇〇さんは認定農業者であり、配偶者の〇〇さんと甘藷を栽培しており、 申請地にはピーマン、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクタ ー2台とハーベスター、タイヤショベル等を保有しています。親子による贈 与、受贈です。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御 審議方、よろしくお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に9ページ、番号45番を審議いたします。同じく、 山下昭一委員の報告をお願いいたします。
委員	山下昭一	会長より依頼のありました番号45を報告いたします。譲渡人は44番と同じ く〇〇さんで、譲受人は同じく尾野見にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は県道63号志 布志福山線沿いに浦島釣具店がありましたが、そこから尾野見方面へ2km行 った左側の2筆目の畑とさらに公道を尾野見方面へ800m行った交差点を右 折し、100m行った右側に畑2筆があります。いずれも、現在、弟である〇 〇さんが甘藷を作付けされておられます。譲受人宅より車で3分のところにあ

		ります。 ○○さんは現在ピーマンを栽培しており、申請地には来年から甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター、耕運機、管理機等を保有しています。甘藷の収穫は、弟である○○さんのハーベスターを借りるとのことでした。親子による贈与、受贈です。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第35号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。はじめに、11ページ番号11番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	議案第35号番号11について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は坂中委員、谷宮委員と私、宮脇です。総会資料は、5ページから7ページです。 譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの○○さんで、譲受人は、鹿屋市申良町細山田に所在する○○株式会社代表取締役○○さんです。立会人は、同社部長の○○さんでした。申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、国道220号線を鹿屋方面へ進み、有明町通山押切の信号機を右折し、市道吉村・押切線を550m進んだ先を左折し、市道田尾・押切線を田尾橋方向へ600m進んだ先の左側です。除外の目的は、駐車場及びコンテナ置場です。排水は自然流下ですが、申請地は田であり、隣接する工場敷地より1mほど低いため、盛土をして工場敷地と高さを揃え使用するということです。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号12番を審議いたします。現地を調査された安樂委員の報告をお願いいたします。
委員	安樂	<p>会長より依頼のありました議案第30号番号12について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は山迫委員、立根委員と私、安樂です。申出人は、志布志市有明町山重にお住まいの〇〇さんでした。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等はそれぞれ議案書及び総会資料8ページから10ページのとおりです。場所は、山重小学校から国道269号線を南へ800m進み左折し、市道芝用東2号線を450m進んだ左側の畑の16m奥に位置します。現在、申請地の隣に生産牛50頭の牛舎がありますが、子牛を入れるスペースが手狭になってきたこと、また、近くに父親管理の牛舎もあることから、新たに子牛牛舎を建て一元的な管理を目的とした申請であります。</p> <p>申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供するための転用許可も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号13番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	<p>会長より依頼のありました議案第35号番号13について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は安樂委員、立根委員と私、山迫でした。事務局から2名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明町伊崎田字尾の交差点からそお街道を大崎町方面に1kmちょっと進んだ左側に位置します。除外の目的は農家住宅です。排水は合併浄化槽を設置し、排水溝へ流すとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号14番を審議いたします。現地を調査された同じく山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	会長のより依頼のありました議案第35号番号14について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は安樂委員、立根委員と私、山迫です。事務局から2名の同行がありました。 譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく伊崎田の有限会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明大橋からそお街道を松山方面へ2.4km進んだ左側に位置します。今回の用途区分の変更及び事業計画の変更は、現在申請地西側に、碾茶工場を建設しておりますが、申請地の南側及び北側に位置する既存施設と建設中の工場との移動をスムーズにする通路を設置することで、より一層効率的な経営の実現を目的とした申請となっております。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供するための転用許可も可能です。 以上のことにより調査委員協議の結果、変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第35号農業振興地域地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第36号農地法第4条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。13ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、令和5年第1回定例総会の議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号1番及び議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に係る番号2番で同時申請され、それぞれ審議、議決いただいたところの計画変更に伴う申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第36号農地法第4条の規定による事業計画変更申請については、計画変更を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに、15ページ番号25番を審議いたします。番号25番は、先ほどの議案第35号農業振興地域整備計画変更協議に係る番号14番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号26番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>議案第37号番号26について報告します。調査日は6月6日、調査委員は宮脇勇委員、谷宮委員と私、坂中です。譲渡人は、鹿児島市桜ヶ丘にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、大崎町神領にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。面積が500㎡を超えていますが、総会資料に理由書が添付してあります。場所は、志布志市志布志町安楽の海老原皮膚科北側にある味処たつまさ横の公衆用道路を東に約150m進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水対策は、雨水などについては側溝へ自然流下するよう措置するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に番号27番を審議いたします。現地を調査された同じく坂中委員の報告をお願いします。</p>
委員	坂中	<p>議案第37号番号27について報告します。調査日は6月6日、調査委員は宮脇勇委員、谷宮委員と私、坂中です。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、譲受人〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志市志布志町安楽上門公民館から市道上門・一丁田線を東側に約130m進んだ右側に位置します。転用目的は駐車場、資材置場ですが、現状はすでに駐車場、資材置場になっており、始末書が添付してあります。排水については、雨水などは市道側溝へ自然流下するようにし、隣接地に流出しないように措置するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、16ページ番号28番を審議いたします。番号28番は、令和5年第5回定例総会の議案第28号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号8番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号29番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	議案第37号番号29について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は坂中委員、谷宮委員と私、宮脇です。総会資料は25ページから28ページです。譲渡人は、大崎町横瀬にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、大崎町菱田の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、県道513号宮ヶ原大崎線を有明町普現堂自治会集会所から南へ800m進み左折、300m進んだ先の日高工務店手前を左折し、公衆用道路を250m北に進んだところにアサヒ養鰻株式会社の養鰻場がありますが、その敷地内を北に110m進んだところになります。転用目的は通路です。現在、既に通路として使用しているため、始末書を添付しての申請となっております。
		申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に番号30番を審議いたします。現地を調査された 安樂委員の報告をお願いいたします。
委員	安樂	議案第37号番号30について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員 は山迫委員、立根委員と私、安樂です。譲渡人は、志布志市有明町野神にお 住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく野神にお住いの〇〇さんです。立 会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び 総会資料のとおりです。総会資料は29ページから31ページです。場所は、志 布志市有明町野神の東原中公民館から市道東原・立本線を100m進み右折し、 里道を150m進んだ正面に位置します。転用目的は一般住宅とそれに伴う通 路です。譲受人は現在、借家に居住しており、申請地を祖父より譲り受け、 住宅を建築するとのことでした。排水は東側の水路に流すとのことでした。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりがあるため、第1種農地に該当しま す。第1種農地の農地転用は原則不可ですが、申請地は集落の周辺部に位置 し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思わ れます。 以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見 の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、17ページ、番号31番を審議いたします。番号 31番は、令和5年第5回定例総会の議案第28号、農業振興地域整備計画変更 協議に係る番号10番で審議されましたところの5条申請でございます。これ につきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号32番を審議いたします。番号32番は、令 和5年第3回定例総会の議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る 番号5番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつしまし て、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第38号非農地証明願の承認についてを議題といたします。始めに20ページ、番号9番を審議いたします。現地を調査された谷宮委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷宮	<p>会長から依頼のありました議案第38号番号9について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は坂中委員、宮脇委員と私、谷宮でした。事務局から2名の同行がありました。総会資料は32ページから34ページです。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志市役所志布志庁舎から市道大黒・吹上線を文化会館方面に進み、図書館入口を右折して、60mほど進んだ左側に位置します。文化会館の駐車場の北側に面したところになります。申請地の地目は畑ですが、申請地には願出人が相続により取得した平成11年以前より住宅が建設されており、すでに20年以上が経過し、現在は宅地化しているため農地への原状回復は困難な状態でありました。なお、周辺には文化会館や図書館があるなど、住宅地となっております。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に番号10番を審議いたします。現地を調査された立根委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立根	<p>会長から依頼のありました議案第38号番号10について報告いたします。調査日は6月6日、調査委員は山迫委員、安樂委員と私、立根です。総会資料は35ページから37ページです。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田の申請地の隣にお住まいの〇〇さんです。立会人も、〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明町伊崎田の消防団詰所から県道63号志布志福山線を松山方面に約130m進み左折し、宅地内を約25m進んだ右側に位置します。立会人から聞き取ったところ、現地はL型の形状をした土地であり、当該地に建てられた建物は、昭和63年に建築されているということが固定資産名寄帳兼課税台帳からも確認されました。農地として利用されず、30年以上経過して非農地化しており</p>

<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>ます。 以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第38号非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p>
<p>事務局 桑水</p> <p>議長 萩迫</p>	<p>次に日程第9、議案第39号農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。農用地利用集積計画のうち、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。 議案第39号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸についてご説明申し上げます。議案書は22ページから50ページとなっております。まずは、議案書22ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。 公告日は令和5年6月30日で、始期は令和5年7月1日となっております。設定期間が3年から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が7万2,446㎡、畑が6万2,780㎡、樹園地が5万7,190㎡で合計しますと、19万2,416㎡となり、うち更新分は8万7,820㎡となります。利用権の設定をする者の数が54名で、利用権の設定を受けようとする者の数が30名であります。利用権の設定を受けようとする者が利用権の設定をする者の数より24名少ないのは、受手、貸手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、23ページから46ページの明細表をご確認ください。 次に、利用権の転貸について議案書47ページの総括表でご説明申し上げます。 公告日は令和5年6月30日で、始期が令和5年7月1日となります。設定期間は5年と10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 地目別の内訳は、田が1万4,636㎡、樹園地が1万474㎡で、合計しますと2万5,110㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は5名であります。詳細につきましては、48ページから50ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第39号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。 ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。23ページ番号1番から27ページ番号10番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定によ</p>

		り、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号3番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号4番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号5番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号6番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号7番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号8番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号9番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号10番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	委員	(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、27ページ番号11番から46ページ番号58番までと、22ページの総括表 について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。48 ページ番号 1番から50ページ番号6番までと、47ページの総括表について審議いたしま す。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第9、議案第39号農用地利用集積計画決定については、原案の とおり決定いたしました。 次に日程第10、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委 員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	圖師	議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て、ご説明いたします。議案書は52ページになります。 番号14の申出者は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、売買の 申し出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につ きましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、上野委員、立根委員の指名をご提案いたし ます。以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意 見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第10、議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		以上で全日程終了いたします。これで本日の会議を終了いたしました。ご苦労さまでした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員